

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 地方公共団体実行計画の拡充

一 都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めるものとし、その策定の手続等に関する規定を設けること。（第二十条の三関係）

二 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び同計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができるとすること。（第二十条の四関係）

第二 排出抑制等指針の創設等

一 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の量の少ない方法で使用するように努めなければならないものとする。

（第二十条の五関係）

二 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造等を行うに当たり、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないものとする事。

（第二十条の六第一項関係）

三 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、必要に応じ、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を効果的に行うよう努めるものとする事。

（第二十条の六第二項関係）

四 主務大臣は、事業者が講ずべき一から三までの措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする事。

（第二十一条関係）

第三 温室効果ガスの排出量の報告等に関する改正

一 温室効果ガスの排出量の報告について、特定排出者は、毎年度、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該報告事項及び当該規模以上の事業所ごとに排出した温室効果ガス算定排出量その他の事

項)を事業所管大臣に報告しなければならないものとする。

(第二十一条の二第一項関係)

二 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの(以下「連鎖化事業」という。)を行う者(以下「連鎖化事業者」という。)については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、一を適用するものとする。

(第二十一条の二第二項関係)

第四 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センターに関する改正

一 都道府県知事に加え、指定都市等の長は、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができるものとする。

(第二十三条関係)

二 都道府県知事に加え、指定都市等の長は、地域地球温暖化防止活動推進センターを指定することができるものとともに、地域温暖化防止活動推進センターの事業に、地方公共団体実行計画の達成の

ために行う施策に必要な協力をすること等を加えること。

(第二十四条関係)

第五 植林CDM事業による算定割当量の補填手続の整備

一 国の管理口座への算定割当量の振替の申請をする者は、当該申請をするに当たり、当該振替の目的の別を示さなければならぬものとする事。

(第三十四条関係)

二 環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づき、事務局から特定認証排出削減量(京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであつて、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。)に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合には、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対して、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量(環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。)の国の管理口座への移転を求める通知をするものとし、当該通知を受けた口座名義人は、遅滞なく移転を行わなければならないものとする事。

(第三十四条の二関係)

三 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて二の移転を行わない口座名義人に対し、その移転

を行うべき旨の勧告をすることができるとともに、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、環境大臣及び経済産業大臣は、当該口座名義人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来るものとする事。

(第四十条の二関係)

第六 その他

環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする事。

(第四十二条の二関係)

第七 罰則

第五の三の命令の違反に対する過料の規定を設ける事。

(第五十条関係)

第八 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定める事。
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備する事。

(附則第一条関係)

(附則第二条及び第三条関係)